

公益社団法人広島県パラスポーツ協会

会員規程

第1章 総 則

第1条 (目的)

本規程は、公益社団法人広島県パラスポーツ協会（以下「本会」という）の定款・第3章会員に基づき、会員制度における細則について定めるものとする。

第2条 (会員)

本会の会員は、定款第6条に定めるものとする。

第2章 入会と退会

第3条 (入会)

この法人に会員として入会しようとする者の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得た上で会員とする。
- (2) 特別会員は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得た上で会員とする。
- (3) 賛助会員は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、会費の納入をもって会員とする。

第4条 (入会申し込みの不承認)

本会の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に本会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、本会が会員と認めることを不相当と判断した場合。

第5条 (会費)

各会員の会費は以下に定める通りとする。

(1) 正会員		
ア 団体	10,000円	
イ 個人	5,000円	
(2) 特別会員		
ア 市町	50,000円	
(3) 賛助会員		
ア 団体	50,000円	1口以上
イ 個人	3,000円	1口以上

- 2 会費は年会費制とし、事業年度内に1回納入するものとする。
- 3 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 4 会費の使途は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

第6条 (有効期間)

本規程に基づく会員有効期間は原則年会費の入金日に属する年度の末日までとする。ただし、定款第9条の任意退会、第10条の除名及び第11条の会員資格の喪失に該当したとき又は入金者が来年度の会費を前納する場合はこの限りではない。

第7条 (変更の届出)

会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、本会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。

- 2 会員が、本条第1項の変更申し込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、本会はその責任を一切負わないものとする。

第8条 (退会)

会員は、本会所定の手続きにより、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も本会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第9条 (会員資格の取消)

本会は、定款第10条に定める規定に加えて、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 他者又は本会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害及び、信用等を傷つける行為、又は会員として品格を損なう行為があったと本会が認めたとき。
- (2) 本会のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報収集する行為。また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) 本規程又は、その他、本会が定める規則に違反したとき。
- (5) その他、本会員が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第3章 会員の権利

第10条 (正会員の権利)

正会員は以下の権利を有する。

- (1) 本会の社員総会における、1名または1団体につき1個の議決権。
- (2) 本会の理事及び監事を選任することができる権利。
- (3) 本会が行う事業の情報を優先的に得る権利。
- (4) 本会の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし、個人については、20歳以上の者とする。
- (5) スポーツ用具の貸出を受ける権利

第11条 (特別会員の権利)

特別会員は以下の権利を有する。

- (1) 本会が行う事業の情報を優先的に得る権利。
- (2) パラスポーツの普及・啓発において相互に連携する権利。
- (3) 市町が希望した場合、地域におけるパラスポーツの普及に関わる企画立案等の支援を受ける権利。

第12条 (賛助会員の権利)

賛助会員は以下の権利を有する。

- (1) 希望する場合、本会の発行する広報誌に団体名、個人名を記載するこ

とができる権利。

- (2) 本会が行う事業の情報を優先的に得る権利。
- (3) 本会の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし、個人については、20 歳以上の者とする。
- (4) スポーツ用具の貸出を受ける権利。

第4章 規程の追加・変更

第13条 (規程の追加・変更)

本規程に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

2 本会は、社員総会の決議により会員の入会の基準及び会費の額を、理事会の決議により会員の権利を含め本規程の全部又は一部を追加・変更することができる。本会により、追加・変更された本規程は、本会のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後、会員は当該追加・変更された本規程に拘束されるものとする。

第5章 免責及び損害賠償

第14条 (免責及び損害賠償)

コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、本会は一切の責任を負わないものとする。

2 会員は、当法人が提供する活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、本会は一切責任を負わないものとする。

3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、本会は一切責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

5 会員が自己若しくは第三者の不正な利益を図る等目的に反する行為をした時、本会はそれによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

6 本規程に違反した会員に対し、本会は告知なしに権利の停止、会員資格の

取消等の措置を取ることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

7 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、本会に重過失がある場合を除き、本会は一切責任を負わないものとする。

8 他会員の情報が不正確又は虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について本会は一切責任を負わないものとする。

9 本会は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。

10 万が一、本会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本会は間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、本会が負うは会員が支払う会費を上限とする。

11 会員が退会・会員資格の取消等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第6章 個人情報保護

第15条 (個人情報保護)

本会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第7章 反社会的勢力への対応

第16条 (反社会的勢力への対応)

本会は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、本会又は本会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 本会は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて本会の信用を毀損し、又は本会の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4 本会は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じて本会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより、本会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

第17条 (規程の改廃)

この規程の改廃は、定款により定められた理事会の決議事項に基づき行う。

以上、本規程を当協会ホームページにて通知する。

附則

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

本規程は、令和4年12月20日から施行する。